租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

1　租税特別措置法の一部改正に伴い、適用額及び適用額明細書の記載要領について、所要の整備を行う。（第二条、別記様式関係）

2　この省令は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。（附則第一条関係）